潟長発第６３１号

平成30年10月31日

居宅介護支援事業者　様

潟上市役所長寿社会課

「厚生労働大臣が定める回数」以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付けているケアプランの届出について（通知）

日頃より介護保険事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の改正により、平成30年10月１日から、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）をケアプランに位置付ける場合には、介護支援専門員は当該ケアプランを保険者に届け出ることが義務化されました。

このことについて、先頃、市町村に向け「他職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き」が厚生労働省老健局振興課より示されたところです。

　つきましては、該当する居宅サービス計画の届出先等について、下記のとおり取扱うこととしたので通知します。

なお、本改正は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から利用者にとってより良いサービスとすることを目的としており、サービスの利用を制限するものではありません。

記

１　厚生労働大臣が定める回数（１か月あたり）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| ２７回 | ３４回 | ４３回 | ３８回 | ３１回 |

２　届出が必要なケアプラン

　　平成30年10月１日以降に、利用者の同意を得て交付（作成又は変更）をしたケアプランに、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたもの。

　※身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行なう場合の回数は含みません。

３　提出書類

1. 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書
2. 基本情報（フェイスシート）（写し）
3. 課題分析表（アセスメントシート）（写し）
4. 居宅サービス計画書「第1表」～「第7表」（写し）
5. 訪問介護計画書（写し）

　＜提出に関する注意事項＞

　※居宅サービス計画書「第1表」は、利用者へ交付し署名があるもの

　※居宅サービス計画書「第5表」は、生活援助中心型サービスの訪問介護を位置付けた理由を記載したページのみで可

　※訪問介護計画書の写しは、指定居宅介護支援事業所（介護支援専門員）が訪問介護事業所から提供を受けたもの

４　提出期限

　　居宅サービス計画を作成又は変更（軽微な変更を除く。）した月の翌月末日まで。なお、提出期限が閉庁日の場合は、翌開庁日までに提出してください。

（例）10月に利用者の同意を得て交付した居宅サービス計画の提出期限は、11月末日です。

５　提出先及び提出方法

　　提出先　〒010-0201　潟上市天王字棒沼台226番地１

潟上市役所長寿社会課　長寿支援班

提出先へ持参又は郵送してください。ただし、郵送の場合は書留郵便などの記録が

残る方法での郵送としてください（普通郵便は不可）。

６　提出されたケアプランの取扱について

　　・当市において内容確認を行います。必要に応じて電話や面談により聞き取り等を行うことがあります。

　　・地域ケア会議等で検証を行います。必要に応じて地域ケア会議等に担当介護支援専門員としてご参加いただく場合があります。



　※当通知に関する基準等については、別紙参考資料に記載の資料をご覧ください。

潟上市役所長寿社会課

長寿支援班

℡　018-853-5323

FAX　018-853-5233

参考資料

・「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について（平成30年5月10日老振発0510第1号） 介護保険最新情報 Vol.652

・「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（平成30年3月23日）」の送付について（平成30年3月23日 厚労省事務連絡）介護保険最新情報 Vol.629（77～78ページ）